

松阪地域産業活性化協議会（仮称）規約案

（目的）

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、松阪地域産業活性化協議会（仮称）（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 三重県松阪市、多気町、明和町、大台町及び大紀町
- (2) 三重県
- (3) 松阪商工会議所、松阪西部商工会、嬉野町商工会、三雲町商工会、多気町商工会、明和町商工会、大台町商工会、大紀町商工会
- (4) 三重中京大学、第三銀行、百五銀行、三重銀行、三重信用金庫、中小企業基盤整備機構

2 前項第1号に掲げる市町及び三重県は、同項第4号に該当する者であって、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項第1号に掲げる市町及び三重県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。

3 第1項第1号に掲げる市町及び三重県は、協議会の組織後に、必要があると認めるときは、同項第3号又は第4号で該当する者を委員として加えることができる。

4 委員は非常勤とする。

（公表）

第4条 協議会の公表は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる市町及び三重県の公報又はホームページへの掲載の他、必要があると認めるときは、新聞掲載等により行う。

（事務）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた諸事業の実施に関し必要な事項の協議を行う

こと。

(3) 前二号に掲げるもののほか、第3条第1項第1号に掲げる市町の存する地域(以下「松阪地域」という。)における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。

(4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、松阪商工会議所に事務局を置く。

(役員及び職務)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

7 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

8 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
(分科会の設置)

第11条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
(協議結果の尊重)

第12条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 役員及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算し、監事であったものがこれを監査する。

(その他の必要事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成19年 月 日から施行する。